

柏 市 除 染 実 施 計 画  
( 第 二 版 )

平成 24 年 3 月

(平成 25 年 4 月一部改訂)

柏 市

## 目 次

1. 基本的な考え方について.....	1
2. 除染の最終目標.....	1
3. 除染の推進主体.....	3
4. 除染対象の区分.....	4
5. 除染方針.....	4
6. 除去土壌等の処理、処分の方針について.....	5
7. 除染後の空間放射線量率のモニタリングについて.....	6
8. 除染結果等の公表.....	6
用語説明.....	21
除染実施スケジュール案.....	26

## 1. 基本的な考え方について

本書は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下、「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染に対応するために、市域の除染<sup>1)</sup>についての柏市の計画を示すものです。

なお、平成 24 年 1 月 1 日に全面施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下、「特別措置法」という。）に基づく法定計画としても位置付けることとします。

特別措置法における基本的な考え方を踏まえ、本計画では、当面、平成 26 年 3 月末日までの期間<sup>4)</sup>の除染の取り組みについて具体化しますが、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。計画の見直しにあたっては、対話集会やシンポジウム等で市民と行政の間の情報の共有及び意見交換を行っていきます。

また、本計画に基づく除染の進捗状況や空間放射線量率の推移の状況等については、広報かしわや市ホームページ等で随時公表し、市民とともに除染を推進していくという姿勢のもとで、迅速かつ適正な計画の執行をしていきます。

### 【備考】

- ①除染実施計画の策定及び大幅な見直しにあたっては、原則としてパブリックコメント（意見公募）の機会を設定します。
- ②市民と市で除染に対する意見交換ができる機会として市民との対話集会やシンポジウム等を、除染実施計画の策定・実施・評価・見直し等の各段階において、適宜開催します。

## 2. 除染の最終目標

特別措置法の方針も踏まえ、次の目標をもって除染を実施します。

除染の最終的な目標として、柏市における追加被ばく線量<sup>6),13)</sup>（内部被ばく<sup>5)</sup>によるものと外部被ばくによるものとを合わせたもの）が年間で 1 ミリシーベルト未満の環境にすることを目指します。

ただし、当面（平成26年3月末日まで）は、特別措置法の方針に従い、毎時の空間放射線量率<sup>10</sup>が0.23マイクロシーベルト<sup>16</sup>（追加被ばく線量が年間で1ミリシーベルトとなる環境の空間放射線量率の目安）以上となる場所をできる限り少なくすることを目指すこととします。

ここでいう空間放射線量率は、国が示した「除染関係ガイドライン」（平成23年12月14日公表 環境省）に準拠した地表高さ1メートルおよび50センチメートル（小学生以下の子どもの生活環境を考慮）としますが<sup>11</sup>、市では地表高さ5センチメートルについても測定したうえで、特に子どもの生活環境となる小学校・保育園・幼稚園等については、地表高さ5センチメートルにおける空間放射線量率についても毎時0.23マイクロシーベルト未満を目標に除染を実施していきます。

これは国際放射線防護委員会<sup>14</sup>が放射線による被ばくに対処する際の原則の一つとして提唱している「合理的に達成可能な限り被ばくを低減する（防護の最適化の原則）」<sup>15</sup>を踏まえた市の独自の措置ですが、放射線による被ばくの影響を受けやすい子どものことを考慮すれば、追加被ばく線量が年間で1ミリシーベルト未満となることが推測される区域であっても、被ばく線量をできるだけ低減させることは合理的であると市は判断します。

#### 【備考】

- ①内部被ばくの線量を測定することは非常に難しいため、外部被ばくによる線量の目標値と内部被ばくによる線量の目標値を分けて設定することはせず、両者あわせた最終の目標値として設定することとします。
- ②追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以下とすることを長期的な目標とするという特別措置法の方針は、内部被ばくを考慮していない数値であります。空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の施設および区域について、徹底的な除染を行っていくことで、土ぼこり等を吸い込むことによる内部被ばくの危険性や、市内生産農作物の放射能濃度を低くし、こうしたことにより内部被ばくを少なくすることにもつながるものと考えます。
- ③子どもたちが一日の大半を過ごす小学校・保育園・幼稚園等については、できる限り今般の事故以前の空間放射線量率<sup>12</sup>に近づけていくことで、特に子どもに関しては、一日も早く内部被ばくを含めた追加被ばく線量が年間で1ミリシーベルト未満となる環境を目指します。
- ④特別措置法に基づく対策に加えて、食品を摂取することに伴って生じる内部被ばくについても、できる限り低くなるよう

な対策を講じます。具体的には、市は市内生産の農作物や水道水の放射能検査を継続して実施し、その結果を公表します。なお、市による放射能の検査結果が、国の規制値（暫定規制値<sup>17</sup>）、または、国が新たに規制値を示した場合にはその値を超える場合は、市が出荷見合わせの要請や注意喚起をします。また、内部被ばくをより低減するために、市内生産農作物の放射能濃度の低減対策等を研究、実施してまいります。学校及び保育園の給食については、使用する食材ごとの検査だけでなく、給食一食分をまとめて検査する体制を継続していきます。さらに、市では市民から持ち込まれた食品の測定を無料で実施します。

⑤さらに、内部被ばくに対する不安に対処するために、保健所に健康相談窓口を整備いたしました。今後も、市の支援体制のあり方についての検討を重ねるとともに、柏市医師会等とも放射線に関する勉強会を実施する等の連携を行ってまいります。

⑥健康調査の実施については、必要な検査の検証等も含めた実施体制の整備を、国や県に対し、強く要望していきます。

### 3. 除染の推進主体

特別措置法の立法精神を鑑みると、除染は国が責任を持って行うべきものです。しかし、国や東京電力株式会社の取り組みを待っているだけでは、市内の空間放射線量率を速やかに低減することができず、地域の活力を失うことにもつながりかねません。このため、市が主体となって、除染実施計画の策定、除染の推進、除染実施状況の把握、除染実施計画の見直しを行うなど、除染対策に全力で取り組みます。しかし、市民が日常生活において最も長く滞在することが想定される住居（民有地）とその周辺の除染については、市民一人ひとり、ボランティア、町会等の除染への協力なくしては、本計画の最終目的に到達することは困難な状況です。

こうした市民の生活空間における空間放射線量率をできるだけ早期に低減していくためには、市民による除染活動が大切であり、市民同士の協働や市民と市との協働がその除染効果を高めることにつながるものと考えます。市では、市民が安全かつ確実に除染を行えるよう、市民が行う除染活動への支援を強化していきます。具体的には、市民の除染活動の安全面にも配慮した除染の手法に関するマニュアルの作成や、放射能や放射線被ばくに関する理解促進と除染に対する啓発を継続的に実施します。また、地域住民が協働で除染を行う場合などのアドバイザーの派遣や資機材の提供など、市は、除染を行うボランティ

ア、町会、PTA 等各種団体を支援します。

なお、放射線対策に係る市の総合窓口は放射線対策室としますが、除染の推進に当たっては市の全ての部署と全ての職員が一丸となって取り組みます。

#### 4. 除染対象の区分

文部科学省の航空機モニタリング結果や、学校や公園、スポーツ施設等の代表点での空間放射線量率の測定結果から、市内全域で空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる環境のため、市内全域が除染の対象区域（特別措置法における除染実施区域）であると判断し、除染対象施設に応じた除染を行うこととします。

以下の対象について、優先的に除染を推進します。

- (1) 子どもの生活環境
- (2) 利用度の高い施設
- (3) 住居及びその周辺

また、優先度の考え方には、以下の事項について考慮します。

- (1) 空間放射線量率
- (2) 除染により発生する汚染土壌や廃棄物の量
- (3) 除染に係る作業量（費用対効果）
- (4) 除染に伴う影響（自然環境への影響、施設利用制限や利用スケジュールなど）
- (5) 除染の順序（除染に伴う放射性物質の移動に配慮）

除染対象を表 1 のように区分し、市内の主な施設等については、表 2 のように整理します。

#### 5. 除染方針

空間放射線量率の測定により汚染状況を把握（放射線量マップを作成）して、除染方法を決定し、決定した方法に基づき除染をすることを基本とします。

- ・除染対象毎の除染方針は表 3 に示しますが、空間放射線量率により変更する場合があります。
- ・除染にあたっては次のことを留意します。
  - －放射線量マップを作成し、除染が必要なところを特定し、除染すること。大規模な施設の場合は、施設ごとに除染作業計画を策定し、除染の進捗状況を確認できるようにすること。
  - －除染による汚染土壌等の発生量をできるだけ抑制するようにすること。
  - －放射線量マップの作成にあたって使用する放射線測定機器は、「除染関係ガイドライン」則って正確な線量が測定できるものを使用すること。市では、放射線測定機器同士の線量指示値を比較し、簡易的に校正をできる体制を整備します。
  - －除染の作業をする者は、内部被ばくを防ぐためにマスクを着用するとともに、肌の汚染を防ぐために、長袖長ズボンの作業服、帽子、ゴム手袋、ゴム長靴等の着用を行うこと。
  - －除染を専業とする作業員や継続して行う者の場合は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（厚生労働省令第 152 号、平成 24 年 1 月 1 日施行）及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省）を参考に、除染の作業中は、作業域の代表的な地点での空間放射線量率の測定若しくは代表者等の個人線量の測定を行うこと。
  - －除染にあたっての放射線量の測定、除染の方法、及び、除染に伴い発生する汚染土壌や廃棄物の処理方法等については、原則として国が示した「除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月 14 日公表 環境省）並びに「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）（平成 23 年 12 月 27 日公表 環境省）を基本とします。

## 6. 除去土壌等の処理、処分の方針について

除染に伴い発生する除去土壌等については、原則として国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内における管理（埋設処理等）とすることとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基いて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（埋設方法、場所、量な

ど) の記録をすることを基本とします。

#### **7. 除染後の空間放射線量率のモニタリングについて**

空間放射線量率の推移については、特に子どもの生活環境に関連する施設を中心に、除染後も定期的に代表点での空間放射線量率を測定し、公表していきます。なお、雨水が集まる場所等、空間放射線量率が高くなる可能性のある箇所についても、市民の協力を得て測定を行い、空間放射線量率が高い箇所については公表するとともに、注意喚起します（市の管理する施設以外については注意喚起するよう要請します）。

なお、民有地等の空間放射線量率の推移については、所有者（管理者）が空間放射線量率を測定することができるよう、測定器の貸し出しを行います。

#### **8. 除染結果等の公表**

空間放射線量率の測定結果、及び、市が管理する施設の除染の実施内容及び、除染による効果については、広報かしわやホームページ等で随時公表します。

表1 除染対象の区分

除染対象区分	市内の対象施設・箇所
市立保育園・幼稚園	市立保育園、市立幼稚園、児童センター、キッズルーム
市立小学校	市立小学校、こどもルーム、障害児関連施設
市立中学校・高等学校	市立中学校、市立高等学校
私立保育園・幼稚園	私立保育園、認可外保育施設、私立幼稚園
私立中学校	私立中学校
公園	各種公園
スポーツ施設	運動場・運動広場、庭球場、野球場、屋外プール、サイクリングコース、体育館
道路（通学路）	国道、県道、市道、私道
公共用地、公共施設	市役所・支所・出張所、市立病院、ウェルネス柏、保健センター、公民館、近隣センター、図書館、文化施設、文化財保存用地、青少年センター、高齢者・障害者福祉施設、清掃工場、最終処分場、公設市場、水道部庁舎・水源地、消防施設、その他の市の管理用地・施設、国・県並びに他自治体の管理用地・施設、その他の公共施設、町会等が管理する集会場や広場等の公共施設に準ずる施設
県立高等学校及び特別支援学校、私立高等学校、大学	県立高等学校、特別支援学校、私立高等学校、大学
道路（通学路以外）	国道、県道、市道、私道
民有地・民家	民家、ビル、店舗、スポーツ施設（民間）、工場、病院、駐輪場・駐車場、神社・寺院、墓地、等
公営住宅	市営住宅、県営住宅、公営住宅に準ずる住宅
農地	田、畑
森林、緑地	公有地の森林・緑地、民有地の森林・緑地
調整池、水路、準用河川	調整池、水路、準用河川
河川（一級、二級等）、沼、池	利根川、手賀川、大堀川、大津川、手賀沼、下手賀沼、下手賀川、普通河川、その他の沼・池

表2 除染対象区分にあたっての市内の主要施設の整理

除染対象	子どもの生活環境、利用形態	空間放射線量率の傾向	利用度／公共性	屋内・屋外	汚染土壌等の総量	除染に伴う施設利用への影響	想定される除染の実施者	除染の優先度
市立・私立保育園・認可外保育施設、市立・私立幼稚園、児童センター、こどもルーム、キッズルーム、市立小学校、市立中学校、市立高等学校、私立中学校、障害児関連施設	平日（一部施設休日利用あり）の日中の大半を屋外、屋内で過ごす。直接土壌等に触れる可能性も大	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となるところが多い	子どもの利用度は高い	屋外／屋内	多い	大	柏市設置者（もしくは管理運営者等）（市民）	非常に高い
公園	日中、屋外で過ごす。直接土壌等に触れる可能性も大	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となるところが多い	公共性は高い	屋外	多い	中	設置者（もしくは管理運営者等）（市民）	非常に高い
スポーツ施設（運動場・運動広場、体育館、庭球場、野球場、プール等）	一部の施設は子どもの利用が多く直接土壌等に触れる可能性も大	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となるところが多い	公共性は高い	屋外／屋内	多い	大（施設利用スケジュールの調整、芝生の養生）	設置者（もしくは管理運営者等）	高い（子どもの利用が多い施設は非常に高い）
青少年センター	子どもがグラウンド、キャンプ場を利用する	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる	公共性は高い	屋外／屋内（キャンプ場あり）	多い	中	柏市	高い
道路	通学路に該当する道路は多くの子どもが利用する	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となるところが多い	公共性は高い	屋外	多い（側溝土砂など）	中	設置者（もしくは管理運営者等）（市民）	中（学校周辺の通学路は高い）
市役所・支所	子どもはあまり多くは来ない	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	柏市	中
公民館	子どもを対象とした催しがある	局所的に高い	公共性は高い	屋外／屋内（沼南公民館の敷地内に裏山あり）	少ない	小	柏市	中

除染対象	子どもの生活環境、利用形態	空間放射線量の傾向	利用度／公共性	屋内・屋外	汚染土壌等の総量	除染に伴う施設利用への影響	想定される除染の実施者	除染の優先度
市立柏病院	子どもの入院・通院	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	柏市	中
消防施設	子どもを対象とした催しがある	局所的に高い	利用者限定	建物中心	少ない	小	柏市 設置者（もしくは管理運営者等）	中
ウェルネス柏、保健センター	子どもを対象とした催しがある	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	柏市	中
近隣センター	子どもの利用	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	柏市	中
図書館（こども図書館等含む）	子どもの利用	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	柏市	中
文化施設（郷土資料展示室、市民ギャラリー、市民文化会館等）	子どもの利用	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	設置者（もしくは管理運営者等）	中
文化財保存用地	子どもはあまり多くは来ない（松ヶ崎城跡を除く）	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となるとところが多い	公共性は高い	屋外	施設による	小（旧手賀教会堂を除く）	管理運営者等	中
高齢者・障害者福祉施設	施設による（障害者福祉施設については18歳以上の利用）	局所的に高い	利用者は限定	屋外／屋内	少ない	小	設置者（もしくは管理運営者等） （市民）	中
清掃工場、最終処分場	子どもの立入は制限	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となるとところが多い	関係者のみ	建物、敷地	中	小	柏市	高い
水道部庁舎・水源地	子どもの生活環境ではない	局所的に高い	利用者は限定	建物、敷地	少ない	小	柏市	中
公設市場	子どもの生活環	局所的に高い	関係者のみ	屋外／屋内	少ない	小	柏市	中

除染対象	子どもの生活環境、利用形態	空間放射線量の傾向	利用度／公共性	屋内・屋外	汚染土壌等の総量	除染に伴う施設利用への影響	想定される除染の実施者	除染の優先度	
	境ではない								
公営住宅	子どもの生活の場	局所的に高い	関係者のみ	中庭、植栽	多い	大	設置者（もしくは管理運営者等）	高い	
その他の市の公共施設・用地	施設による	局所的に高い	施設による	施設による	施設による	施設による	柏市	施設による	
国・県並びに他自治体の管理用地・施設	施設による	施設による	施設による	施設による	施設による	施設による	設置者（もしくは管理運営者等）	施設による	
町会等が管理する集会場及び広場	日中、屋外で過ごす。直接土壌等に触れる可能性も大	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる場所が多い	公共性は高い	屋外／屋内	多い	中	管理運営者等（市民）	高い	
県立高等学校及び特別支援学校、私立高等学校、大学	子どもの生活の場	—	利用度は高い	屋外／屋内	多い	中	設置者（もしくは管理運営者等）	非常に高い	
民有地	一戸建、長屋建	子どもの生活の場	局所的に高い	関係者のみ	庭、車庫、玄関	多い	大	所有者 管理者	高い
	集合住宅（民営）	子どもの生活の場	局所的に高い	関係者のみ	中庭、植栽	多い	大	所有者 管理組合	高い
	病院	子どもの通院・入院	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	所有者 管理者	中
	ビル（商業等）	子どもの利用あり	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	所有者 管理者	施設による
	スポーツ施設（民間）	子どもの利用あり	毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる場所が多い	利用者は限定	屋外／屋内	多い	大	所有者 管理者	施設による

除染対象	子どもの生活環境、利用形態	空間放射線量率の傾向	利用度／公共性	屋内・屋外	汚染土壌等の総量	除染に伴う施設利用への影響	想定される除染の実施者	除染の優先度
店舗	子どもの利用あり	局所的に高い	公共性は高い	建物中心	少ない	小	所有者 管理者	施設による
工場	子どもの生活環境ではない	局所的に高い	関係者のみ	建物中心	少ない	小	所有者 管理者	施設による
駐車場・駐輪場	子どもの利用あり	—	公共性は高い	屋外／屋内	少ない	中	所有者 管理者	施設による
神社・寺院、墓地	子どもが立ち入る可能性あり	—	公共性は高い	屋外	多い	大	所有者 管理者	施設による
田、畑	子どもの生活環境ではない	—	関係者のみ	屋外中心 (ビニールハウスあり)	多い (面積大)	大	所有者 管理者	中
森林、緑地	子どもの生活環境ではない	—	公共性は高い	屋外	多い	大	所有者 管理者	施設による
森林、緑地（私有地を除く）	子どもの生活環境ではない	—	公共性は高い	屋外	多い	大	所有者 管理者	施設による
調整池、水路等	子どもの生活環境ではない	—	公共性は高い	屋外	多い	中	管理者	施設による
河川（一級、二級等）、沼、池	河川敷等は子どもの利用あり	—	公共性は高い	屋外	多い	大	管理者	施設による

【備考】

① 「除染の実施主体」欄の「(市民)」については、市民(各種団体等を含む)との協働による除染への取り組みを想定したもの。

表3 除染対象毎の除染方針

除染対象区分(詳細は表1による)	除染目標・期間	放射線量率の把握		除染実施主体	除染方法	特別措置法の支援対象
		推移の把握	除染に向けた放射線量率マップの作成			
市立保育園・幼稚園、児童センター、キッズルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに全ての施設について除染し、児童が行動する場所での空間放射線量率(5cm及び50cm並びに1mのいずれも)が毎時0.23マイクロシーベルト未満にする。また、敷地内の局所的な高線量箇所を徹底的に除染する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が園庭の代表点での空間放射線量率の測定をする。(1ヶ月に1回)</li> <li>市が敷地内放射線量率マップを作成する。(3ヶ月に1回)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一門、園舎入口、園庭、遊具周辺、側溝、雨樋下等の空間放射線量率の測定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が敷地内放射線量率マップ作成用の測定をする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一門、園舎入口、園庭、遊具周辺、側溝、雨樋下等の空間放射線量率の測定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が主体となって実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての施設について、園庭の表土の除去、芝生の剥離、砂場の砂の入れ替え、雨樋の清掃、側溝の洗浄等による除染を実施する。</li> <li>除染は、原則、代表点での空間放射線量率が高い施設から優先して実施するが、隣接する学校等の除染の進行状況等にも考慮して実施時期を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点での空間線量率(50cmまたは1mのいずれか)が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> <li>代表点での空間放射線量率(50cm及び1mのいずれも)が毎時0.23マイクロシーベルト未満の施設についての除染は、市の独自の措置として実施する。</li> </ul>
市立小学校、こどもルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに全ての施設について除染し、代表点での空間放射線量率(5cm及び50cm並びに1mのいずれも)を毎時0.23マイクロシーベルト未満にする。また、敷地内の局所的な高線量箇所を徹底的に除染する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が校庭の代表点での空間放射線量率の測定をする。(1ヶ月に1回)</li> <li>市が敷地内放射線量マップ作成する。(3ヶ月に1回)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一校門、校舎入口、渡り廊下等の空間放射線量率の測定</li> <li>一校庭、校舎周辺、校舎屋上、ベランダ、側溝、雨樋下等の地表面線量率の測定</li> <li>一校庭、校舎周辺、校舎屋上、ベランダ、側溝、雨樋下等の地表面線量率の測定(高線量箇所の把握)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が敷地内放射線量マップ作成用の測定をする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一校門、校舎入口、渡り廊下等の空間放射線量率の測定</li> <li>一校庭、校舎周辺、校舎屋上、ベランダ、側溝、雨樋下等の地表面線量率の測定(高線量箇所の把握)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が主体となって実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての施設について、校庭、芝生等の表面2~7センチメートル程度の土壌の入れ替え、屋上・渡り廊下・側溝等の洗浄を含む総合的な除染を実施する。</li> <li>全ての施設について、局所的な高線量箇所の把握と、その除染を実施する。</li> <li>除染をするのに、建物等の補修を含む大がかりな工事が必要とする場合は、都度対応を検討する。</li> <li>除染は、原則、空間放射線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点での空間線量率(50cmまたは1mのいずれか)が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> <li>代表点での空間放射線量率(50cm及び1mのいずれも)が毎時0.23マイクロシーベルト未満の施設についての除染は、市</li> </ul>

除染対象区分(詳細は表1による)	除染目標・期間	放射線量率の把握		除染実施主体	除染方法	特別措置法の支援対象
		推移の把握	除染に向けた放射線量率マップの作成			
		握)			量率が高い施設から優先して実施するが、行事等のスケジュールを考慮して実施時期を定める。	の独自の措置として実施する。
市立中学校・高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに全ての施設について除染し、代表点での空間放射線量率(50cm及び1mのいずれも)を毎時0.23マイクロシーベルト未満にする。また、敷地内の局所的な高線量箇所を徹底的に除染する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が校庭の代表点での空間放射線量率の測定をする。(1ヶ月に1回)</li> <li>市が敷地内放射線量マップ作成する。(3ヶ月に1回) <ul style="list-style-type: none"> <li>一校門、校舎入口、渡り廊下等の空間放射線量率の測定</li> <li>一校庭、校舎周辺、校舎屋上、ベランダ、側溝、雨樋下等の地表面線量率の測定(高線量箇所の把握)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が敷地内放射線量マップ作成用の測定をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一校門、校舎入口、渡り廊下等の空間放射線量率の測定</li> <li>一校庭、校舎周辺、校舎屋上、ベランダ、側溝、雨樋下等の地表面線量率の測定(高線量箇所の把握)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が主体となって実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての施設について、校庭、芝生等の表面2~7センチメートル程度の土壌の入れ替え、屋上・渡り廊下・側溝等の洗浄を含む総合的な除染を実施する。</li> <li>全ての施設について、局所的な高線量箇所の把握と、その除染を実施する。</li> <li>除染をするのに、建物等の補修を含む大がかりな工事を必要とする場合は、都度対応を検討する。</li> <li>除染は、原則、空間放射線量率が高い施設から優先して実施するが、行事等のスケジュールを考慮して実施時期を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点における1mでの空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> <li>代表点における1mでの空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト未満の施設についての除染は、市の独自の措置として実施する。</li> </ul>
私立保育園、認可外保育施設、私立幼稚園、障害児関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに全ての施設について除染し、児童が行動する場所での空間放射線量率(「5cm及び50cm並びに1mのいずれも」という市の目標に準拠していただくよう要請する)が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者(もしくは管理運営者等)が空間放射線量率を測定するよう要請する。また、測定結果を市に提供していただくよう設置者(もしくは管理運営者等)に要請する。</li> <li>敷地内放射線量マップの作成を設置者(もし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内放射線量マップ作成用の測定を設置者に市が要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が主体となって実施するとともに、設置者に除染実施の協力を求めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園庭の表土の除去、芝生の剥離、砂場の砂の入れ替え、雨樋の清掃、側溝の洗浄等による除染を実施する。</li> <li>実施時期は設置者が、行事等のスケジュールを考慮して定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点での空間線量率(50cmまたは1mのいずれか)が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> <li>代表点での空間放射線量</li> </ul>

除染対象区分（詳細は表1による）	除染目標・期間	放射線量率の把握		除染実施主体	除染方法	特別措置法の支援対象
		推移の把握	除染に向けた放射線量率マップの作成			
	毎時 0.23 マイクロシーベルト未満にする。また、敷地内の高線量箇所を除染する。	くは管理運営者等）に市が要請する。				率（50cm及び1mのいずれも）が毎時0.23マイクロシーベルト未満の施設についての除染は、市の独自の措置として支援を行う。
私立中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに全ての施設について除染し、代表点での空間放射線量率（「50cm及び1mのいずれも」という市の目標に準拠していただくよう要請する）が毎時0.23マイクロシーベルト未満にする。また、敷地内の高線量箇所を徹底的に除染する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者（もしくは管理運営者等）が空間放射線量率を測定するよう要請する。また、測定結果を市に提供していただけるよう設置者（もしくは管理運営者等）に要請する。</li> <li>敷地内放射線量マップの作成を設置者（もしくは管理運営者等）に市が要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内放射線量マップ作成用の測定を設置者（もしくは管理運営者等）に市が要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者（もしくは管理運営者等）と市との協働による除染実施に向けて協力を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校庭、芝生等の表面2～7センチメートル程度の土壌の入れ替え、屋上・渡り廊下・側溝の洗浄等の除染を実施する。</li> <li>局所的な高線量箇所の把握と、その除染を実施する。</li> <li>除染は、原則、空間放射線量率が高い施設から優先して実施するよう要請する。実施時期は設置者が、行事等のスケジュールを考慮して定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点での空間放射線量率（1m）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度末までに、代表点での空間放射線量率（市設の公園の場合は50cm及び1mのいずれも）を毎時0.23マイクロシーベルト未満にする。また、敷地内の高線量箇所を除染する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者（もしくは管理運営者等）は公園の代表点での空間放射線量率の測定することとし、市設以外の公園の場合は、市に測定結果を提供するよう要請する。（頻度は検討中）</li> <li>設置者（もしくは管理運営者等）が敷地内放射線量マップを作成する。（頻度は検討中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（市民の協力を含む）が敷地内放射線量マップ作成用の測定をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一砂場、遊具屋外ベンチ付近等での空間放射線量率の測定</li> <li>一園庭、植え込み、側溝等の測定（高線量箇所の把握）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市設の公園の場合は、市が主体となって実施する。</li> <li>市設以外の公園の場合は、設置者（もしくは管理運営者等）に除染実施の協力を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点での空間放射線量率（市設の場合には、50cmまたは1mのいずれか）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる公園について、土壌、芝生等の表面2～7センチメートル程度の土壌の入れ替え等、遊具・ベンチ等の洗浄を含む総合的な除染を実施する。</li> <li>全ての公園について、局所的な高線量箇所の把握とそ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点での空間線量率（50cmまたは1mのいずれか）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる公園の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は、特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> <li>代表点での空間放射線量率（50cm及び1mのいずれも）が毎時0.23マイ</li> </ul>

除染対象区分（詳細は表1による）	除染目標・期間	放射線量率の把握		除染実施主体	除染方法	特別措置法の支援対象
		推移の把握	除染に向けた放射線量率マップの作成			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>一砂場、遊具屋外ベンチ付近等での空間放射線量率の測定</li> <li>一園庭、植え込み、側溝等の測定（高線量箇所の把握）</li> <li>測定及びマップの作成にあたっては、必要に応じて市民の協力を求める。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>の除染を実施する。</li> <li>除染をするのに、建物等の補修を含む大がかりな工事を必要とする場合は、その都度対応を検討する。</li> <li>除染は、原則、空間放射線量率が高い公園から優先して実施する。</li> </ul>	<p>クロスベルト未満の市設の公園についての除染は、市の独自の措置として実施する。</p>
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの利用率の高い施設については、平成24年度末までに除染をし、代表点での空間放射線量率（市設の施設の場合は50cm及び1mのいずれも）を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを目指す。</li> <li>平成25年度末までに全ての施設について、代表点での空間放射線量率（1m）を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者（もしくは管理運営者等）がスポーツ施設毎の代表点での空間放射線量率の測定をする。（1ヶ月に1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者（もしくは管理運営者等）が敷地内空間放射線量マップを作成する。</li> <li>一敷地内各運動場・テニスコート、観客席、駐車場等での空間放射線量率の測定</li> <li>一植え込み、側溝、雨樋下等の測定（高線量箇所の把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の施設については、指定管理者等の関係者と調整のうえ、市が主体となって実施する。</li> <li>市設以外の施設の場合は、設置者（もしくは管理運営者等）に除染実施の協力を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの利用が多い市の施設については、全ての施設について、土壌、芝生等の表面2～7センチメートル程度の土壌の入れ替え、観客席等の洗浄を含む総合的な除染を実施する。</li> <li>上記以外の施設については、代表点での空間放射線量率（市設の施設の場合は50cmもしくは1mのいずれか）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設について、上記と同様の除染を実施する。</li> <li>全ての施設について、局所的な高線量箇所の把握と、その除染を実施する。</li> <li>除染は、原則、利用率が高く、空間放射線量率が高い施設から優先して実施するが、利用者のスケジュール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点での空間線量率（50cmまたは1mのいずれか）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は、特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> <li>代表点での空間放射線量率（50cm及び1mのいずれも）が毎時0.23マイクロシーベルト未満の市設の施設についての除染は、市の独自の措置として実施する。</li> </ul>

除染対象区分（詳細は表1による）	除染目標・期間	放射線量率の把握		除染実施主体	除染方法	特別措置法の支援対象
		推移の把握	除染に向けた放射線量率マップの作成			
					等を考慮して実施時期を定める。	
道路（通学路）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに学校周辺の通学路（200m以内を最優先）の高線量箇所を除染する。</li> <li>高線量の箇所から順次、継続的に除染を進め、平成25年度末までに通学路の代表点における空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所をできるだけ減らすことを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道については、市（市民の協力を含む）が代表点での空間放射線量率を測定する。（頻度は検討中）</li> <li>市道以外の道路は、道路管理者（もしくは所有者等）が代表点での空間放射線量率の測定をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道については、市（市民の協力を含む）が代表点での空間放射線量マップを作成する。</li> <li>市道以外の道路は、道路管理者（もしくは所有者等）が空間放射線量マップを作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>通学路代表地点（例えば、交差点など）での空間放射線量率の測定</li> <li>側溝等での空間放射線量率の測定（高線量箇所の把握）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道については市が主体となって実施する。</li> <li>市道以外の道路は道路管理者（もしくは所有者等）に除染実施の協力を求めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校周辺の通学路と代表点での1mにおける空間放射線量率（小学校周辺については50cmまたは1mのいずれか）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる通学路については、側溝等の土砂・ごみの撤去・除草等の除染を実施する。</li> <li>局所的な高線量箇所の把握とその除染を実施する。</li> <li>除染は、原則、空間放射線量率が高く、利用者数が多い通学路から優先して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点での1mにおける空間放射線量率（小学校周辺については50cmまたは1mのいずれか）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる通学路の内、補助要綱等の基準に適合するものの除染は特別措置法の支援対象と位置付ける。</li> <li>代表点での1mにおける空間放射線量率（小学校周辺については50cm及び1mのいずれも）が毎時0.23マイクロシーベルト未満の通学路（市道）の除染については、市独自の措置を検討する。</li> </ul>
公共用地、公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに全ての施設及び敷地内の高線量箇所を除染実施を目指す。</li> <li>平成25年度末までに全ての施設の代表点での空間放射線量率を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者（もしくは管理運営者等）が敷地代表点での空間放射線量率を測定する。（頻度は施設形態により検討）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置者（もしくは管理運営者等）が敷地内空間放射線量マップを作成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>門、出入口、駐車場・駐輪場等での空間放射線量率の測定</li> <li>植え込み、側溝、雨樋下、屋上等の測定（高線量箇所の把握）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の施設（敷地等を含む）については、市が主体となって実施する。</li> <li>市設以外の施設の場合は、設置者（もしくは管理運営者等）に除染実施の協力を求めていく。</li> <li>町会等の管理する集会場や広場のような公共施設に準ずる施設につ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの利用が多い市の施設については、全ての施設について、駐車場・駐輪場・玄関・屋上等の洗浄、土壌、芝生等の表面2～7センチメートル程度の土壌の入れ替え等の除染を実施する。</li> <li>代表点における1mでの空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設は、上記と同様の除染を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点における1mでの空間放射線量率（こどもの利用が多い施設については、50cmまたは1mのいずれか）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> <li>代表点における1mでの</li> </ul>

除染対象区分（詳細は表1による）	除染目標・期間	放射線量率の把握		除染実施主体	除染方法	特別措置法の支援対象
		推移の把握	除染に向けた放射線量率マップの作成			
				いては、設置者（もしくは管理運営者等）に除染実施の協力を求めていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局所的な高線量箇所の把握と高線量箇所の除染を実施する。</li> <li>・施設の性質や状況等の事情から、一般的な方法による除染の実施が難しい場合には、その都度実情に沿った低減策を検討する。</li> <li>・除染は、原則、空間放射線量率が高く、利用率が高い施設から優先して実施する。</li> </ul>	空間放射線量率（こどもの利用が多い施設については50cm及び1mのいずれも）が毎時0.23マイクロシーベルト未満の市設の施設についての除染は、市の独自の措置として実施する。
県立高等学校及び特別支援学校、私立高等学校、大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度末までに、代表点における1mでの空間放射線量率を毎時0.23マイクロシーベルト未満にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が設置者（もしくは管理運営者等）に空間放射線量率の把握を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が設置者（もしくは管理運営者等）に空間放射線量率の把握を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人、県立の施設については、市が国・設置者（もしくは管理運営者等）に除染の実施を要請する。</li> <li>・私立の施設の場合は、設置者（もしくは管理運営者等）と市との協働による除染実施に向けて協力を求めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校庭、芝生等の表面の土壌の入れ替え等の除染実施を要請する。</li> <li>・局所的な高線量箇所の把握と、その除染実施を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表点における1mでの空間放射線量率（特別支援学校については50cmまたは1mのいずれか）が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> </ul>
道路（通学路以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高線量の箇所から順次、継続的に除染を進め、平成25年度末までに歩道等の代表点における空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所をできるだけ減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道については、市（市民の協力を含む）が代表点での空間放射線量率を測定する。（頻度は検討中）</li> <li>・市道以外の道路は、道路管理者（もしくは所有者等）が代表点での空間放射線量率の測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道については、市（市民の協力を含む）が代表点での空間放射線量率マップを作成する。</li> <li>・市道以外の道路は、道路管理者（もしくは所有者等）が空間放射線量マップを作成する。一側溝、道路植栽部分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道については市が主体となって実施する。</li> <li>・市道以外の道路は道路管理者（もしくは所有者等）に除染実施の協力を求めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道を中心に、局所的な高線量箇所の把握、側溝の清掃、汚染土壌の除去、洗浄等の除染を行う。</li> <li>・車道については、当面の間、側溝の清掃のみを行う。</li> <li>・除染は、原則、空間線量率が高く、利用頻度の高い道路から優先して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表点における1mでの空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる箇所の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は、特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> </ul>

除染対象区分（詳細は表1による）	除染目標・期間	放射線量率の把握		除染実施主体	除染方法	特別措置法の支援対象
		推移の把握	除染に向けた放射線量率マップの作成			
	らすことを目指す。	をする。	等での空間放射線量率の測定（高線量箇所） －歩道や路肩の代表地点での空間線量率の測定			
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度末までに敷地内の高線量箇所の把握と除染を行う。</li> <li>平成 25 年度末までに代表点での空間放射線量率を毎時 0.23 マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者（管理者）が測定をする。</li> <li>市は、測定用機材の貸与などの支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者（管理者）が放射線量マップを作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅については市が主体となって実施する。</li> <li>市営住宅以外については、所有者（管理者）に除染実施の協力を求めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庭や駐車場、玄関等での清掃、ゴミ拾い、落ち葉拾い等を行う。</li> <li>雨どい下などの局所的な高線量箇所の把握とその除染を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点における 1m での空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる施設の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は、特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> </ul>
民有地・民家	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度末までに敷地内の高線量箇所の把握と除染を行う。</li> <li>平成 25 年度末までに代表点での空間放射線量率を毎時 0.23 マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者（管理者）が測定をする。</li> <li>市は、測定用機材の貸与などの支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者（管理者）が放射線量マップを作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者（管理者）と市の協働による除染実施に取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庭や駐車場、玄関等での清掃、ゴミ拾い、落ち葉拾い等を行う。</li> <li>雨どい下などの局所的な高線量箇所の把握とその除染を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点における 1m での空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる箇所の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は、特別措置法の支援対象として位置付ける。</li> </ul>
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度末までに代表点での空間放射線量率を毎時 0.23 マイクロシーベルト未満にすることを旨とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者（管理者）が測定をする。</li> <li>市は、測定用機材の貸与などの支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者（管理者）が放射線量マップを作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者（管理者）に除染実施の協力を求めていく。</li> <li>ハウス等が設置されている場合における局所的な高線量箇所の除染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農地土壌の放射性物質除去技術（除染技術）について」に基づいた対応を行う。</li> <li>代表点での空間放射線量率（1m）が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満にならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表点における 1m での空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる箇所の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染</li> </ul>

除染対象区分（詳細は表1による）	除染目標・期間	放射線量率の把握		除染実施主体	除染方法	特別措置法の支援対象
		推移の把握	除染に向けた放射線量率マップの作成			
				については、所有者（管理者）と市の協働による除染実施に取り組んでいく。	い場合は、所有者（管理者）の判断に基づき、除染する。 ・ハウス等が設置されている場合は、局所的な高線量箇所の把握と高線量箇所の除染を実施する。	は、特別措置法の支援対象として位置付ける。
森林、緑地	・当面は空間放射線量率の測定・把握をする。 ・子どもの利用の多い緑地については、公園と同等の扱いとする。	・林縁等の代表点での空間放射線量率を測定する（頻度は検討中）よう、市が所有者（管理者）に要請する。	—	—	・林縁等での空間放射線量率が高い場合は、所有者（管理者）と協議の上、注意喚起等の措置をとるよう要請する。	・代表点における 1mでの空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる箇所の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は、特別措置法の支援対象として位置付ける。
調整池、水路、準用河川	・当面は空間放射線量率の測定・把握をする。	・調整池縁の代表点での空間放射線量率を把握する（頻度は検討中）よう、市が所有者（管理者）に要請する。	—	—	・調整池縁での空間放射線量率が高い場合は、注意喚起等の措置をとるよう要請する。ただし、学校・住宅・公園等に隣接する調整池、水路及び準用河川の場合は、局所的な高線量箇所の把握と高線量箇所の除染を実施する。	・代表点における 1mでの空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる箇所の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は、特別措置法の支援対象として位置付ける。
河川（一級、二級等）、沼、池	・当面は空間放射線量率の測定・把握をする。 ・利用頻度の高い川沿いの遊歩道については、道路（通学路以外）と同じ扱いとする。	・河川敷等における代表点での空間放射線量率を把握する（頻度は検討中）よう、市が所有者（管理者）に要請する。	—	—	・河川敷での空間放射線量率が高い場合は、所有者（管理者）と協議の上、注意喚起等の措置をとるよう要請するとともに、利用の多い場所については速やかな除染を要請する。	・代表点における 1mでの空間放射線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる箇所の内、補助要綱等の基準に適合するものについての除染は、特別措置法の支援対象として位置付ける。

## 【備考】

- ①除染にあたっては、原則として国の示す「除染関係ガイドライン」に則って実施します。
- ②表3における「代表点」とは、「除染関係ガイドライン」における「生活空間における空間線量率（＝測定点①）」を指すものとします。
- ③除染方法については、該当する全ての施設において、必ず全ての項目を実施するというのではなく、施設の形状や確認された空間放射線量率など施設の実態を勘案して、各施設ごとに各除染実施主体が除染方法を決定してまいります。
- ④土壌等の表土（表面2～7センチメートル程度）の入れ替えは、施設の形状や線量及び予測される低減効果等を勘案して施設ごとに決定することを妨げるものではありません。
- ⑤「森林、緑地」、「調整池、水路、準用河川」、「河川（一級、二級等）、沼、池」については、空間放射線量率を測定・把握するとともに、その利用形態や近傍の居住者の生活環境における線量を低減させる観点からの措置も配慮していきます。また、国で実施しているモデル実証事業の成果等も考慮しながら、これらの除染方法は見直してまいります。
- ⑥表3に記載がない施設等（土地等も含む）のうち、特別措置法第35条第1項に除染実施者として位置付けられている国、県、独立行政法人、国立大学法人等が所有・管理をする施設等の除染等（測定等も含む）については、各除染実施者が実施します。
- ⑦表3に記載がない施設等については、代表点における1m（こどもの利用が多い施設については50cmまたは1mのいずれか）での空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上となる施設等の内、補助要綱等の基準に適合する除染等（測定等も含む）の措置について、この除染実施計画を改定するなどの方法により特別措置法の支援対象として位置付けていくこととします。なお、当該施設等における除染等（測定等も含む）の実施については、各施設等の所有者（管理者）に除染実施の協力を求めていくものとします。

## 用語説明

### 1) 除染

事故由来放射性物質による環境の汚染に対処をすること。

### 2) 汚染状況重点調査地域

特別措置法で定義されている用語。事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域のこと。汚染状況重点調査地域の指定は、その地域の追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以上となることを要件とされています。なお、汚染状況重点調査地域の指定は環境大臣が行います。

### 3) 除染特別地域

特別措置法で定義されている用語。事故由来放射性物質による環境汚染が著しいと認められること等の事情から、国がその地域内の除染等の措置等を行うことを定めた地域のことを示します。なお、除染特別地域の指定は、環境大臣が行います。

### 4) 特別措置法における基本的な考え方と当面の計画期間の設定について

特別措置法の基本方針（平成 23 年 11 月 11 日）において、追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満である地域（柏市の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況に相当）においては、当面の除染の目安として、「平成 25 年 8 月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成 23 年 8 月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約 50%減少した状態を実現すること」、「平成 25 年 8 月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成 23 年 8 月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約 60%減少した状態を実現すること」となっています。このことを踏まえ、本書では、当面、平成 26 年 3 月末までの除染の取り組みについて具体化を図りますが、除染を実施していきながら、除染の効果等を踏まえ、取り組み期間の見直しは随時行ってまいります。

### 5) 内部被ばく

飲食等により、身体内部に入った放射性物質から放射線を受けること。

なお、身体の外側にある放射性物質から放射線を受けることを「外部被ばく」といいます。

6) 線量

身体が放射線を受けた時の生物学的効果（人体影響）の度合を表す量。放射線への対策を目的とした措置を考える際に共通の尺度で評価するために使用されます。

7) シーベルト

線量の単位。記号は「Sv」。

8) ミリシーベルト

シーベルトの千分の一を表す単位。記号は「mSv」。

9) マイクロシーベルト

シーベルトの百万分の一を表す単位。また、ミリシーベルトの千分の一を表す単位。記号は「 $\mu$  Sv」。

10) 空間放射線量率

一定時間（通常1時間あたり）内の空間の放射線量のこと。

11) 空間放射線量率の測定高さ

除染実施計画の策定区域の調査測定は、数値が正確に検出されるよう校正（簡易校正も含む）された放射線測定機器を用いて、地表から100センチメートルの高さで測定する（小学校等では50センチメートルでも可）ことが国より示されています（「除染関連ガイドライン」）。

地表から100センチメートルの高さ及び、地表から50センチメートルの高さでの空間放射線量率は、それぞれ、大人及び子どもの体幹部の重要な臓器がある位置にあたることから、通常に活動をしている大人及び子どもに対する被ばく線量率を代表していると考えられます。

また、地表から100センチメートルの高さでの空間放射線量率は、その地表位置を中心とした半径100メートルくらいの円内の地表面にある放射性物質からの放射線によるものであるため、地表面から100センチメートルや50センチメートルの高さでの空間線量率が高いということは、その辺り一帯が広く事故由来放射性物質で汚染していることを示している

ことになり、その場合は、空間放射線量率を低減させるためには、広い範囲で除染をする必要があると判断できます。一方、地表から 100 センチメートルの高さでは、地表の局所的に線量が高いところがあっても空間放射線量率は低くなるため、局所的に線量が高くなっている箇所を見つけ出すには、地表に近い位置で空間放射線量率を測定する必要があり、その場合は線量が高くなっている箇所だけを集中的に除染をすればよいと判断できます。このように、空間放射線量率を様々な位置で測定することによって、除染する範囲や内容を明確にすることができます。

#### 12) 事故以前の空間放射線量率

国立大学法人東京大学柏キャンパスに設置されている放射線計測装置に基づく測定結果からは、事故前の空間放射線量率は毎時 0.05～0.1 マイクロシーベルトであると評価されています（東京大学環境放射線情報のホームページ（<http://www2.u-tokyo.ac.jp/erc/index.html>）より）。この評価結果及び一般的に知られている情報から、今般の原子力発電所の事故前の柏市内の空間放射線量率は、同程度であったと推測されます。

#### 13) 追加被ばく線量

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故前から存在する放射性物質からの放射線による被ばくや医療行為によって生ずる被ばくを除いた被ばくによる線量のこと。

#### 14) 国際放射線防護委員会

英語の名称は"The International Commission on Radiological Protection"、略名は「ICRP」。

放射線から人や環境を守る仕組みを、専門家の立場で勧告する国際学術組織。日本の放射線障害防止に関する法令は、国際放射線防護委員会が出す勧告を基本としています。

#### 15) 防護の最適化の原則

国際放射線防護委員会で勧告している放射線による被ばくに対する防護の考え方の一つで、放射線による被ばくについては、経済的及び社会的要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保つべきであるとする考え方です。「合理的に達成できる限り低く保つ」（英語で表すと"as low as reasonable achievable"）を略して「ALARA の原則」とも言われます。

#### 16) 毎時の空間放射線量率の目安は 0.23 マイクロシーベルト

環境省より示された「追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトの考え方」によりますと、追加被ばく線量は空間放射線量率の測定により確認することが可能で、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトは、1 時間当たりの空間放射線量率に換算した場合、毎時 0.23 マイクロシーベルトにあたります。

環境省より示された考え方では、生活パターンを、1 日のうち屋外 8 時間、屋内 16 時間にそれぞれ滞在すると仮定します。また、屋内での線量は屋外での線量の 0.4 倍（木造家屋を想定した場合）として、年間 1 ミリシーベルト（1000 マイクロシーベルト）となる空間放射線量率は、

$1000 \text{ マイクロシーベルト} \div 365 \text{ 日} \div (\text{屋外 8 時間} + \text{屋内 16 時間} \times 0.4) = \text{毎時 0.190 マイクロシーベルト}$   
となります。

さらに、原子力発電所の事故と関係なく、自然界に放射線が元々存在しており、この自然界にある放射線のうち大地からの放射線による空間線量率は毎時 0.04 マイクロシーベルト、宇宙からの放射線による空間線量率は毎時 0.03 マイクロシーベルトであるとされています（「学校において受ける線量の計算方法について」（文部科学省、平成 23 年 8 月 26 日）。自然界にある放射線のうち、宇宙からの放射線による空間線量率毎時 0.03 マイクロシーベルトは、通常の放射線の測定機器ではほとんど測定されないため、事故による追加の被ばく分に相当する空間放射線量率に、自然界にある放射線のうち、大地からの放射線による空間放射線量率を加えた

$\text{毎時 0.190 マイクロシーベルト} + \text{毎時 0.04 マイクロシーベルト} = \text{毎時 0.23 マイクロシーベルト}$   
が、追加被ばく線量を年間 1 ミリシーベルトの場合に通常測定される空間放射線量率となります。

## 17) 暫定規制値

食品に含まれる放射能に関しては、食品衛生法上の規制がありませんでしたが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故の発生を受け、厚生労働省が平成 23 年 3 月 17 日に、当面の間、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値として、これを上回る食品については食用に供されることがないように各自治体に通知したものです。

「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会、昭和 55 年 6 月公表、平成 22 年 8 月一部改訂）において、原子力炉施設等の緊急時における防護対策を実施する際に、被ばくの低減化措置の一つとして、飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、「飲食物中の放射性物質の濃度をモニタリングし、必要に応じて摂取制限や代替飲食物の供給等の対策を講じることが有効である」としています。この飲食物中の放射性物質の濃度に応じて摂取制限や代替飲食物の供給等の対策を講じるための指標として、「飲食物摂取制限に関する指標」が示されています。放射性セシウムの飲食物摂取制

限に関する指標は、全食品を飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他の5つのカテゴリーに分けて、線量年間5ミリシーベルトを各食品カテゴリーに均等に1/5ずつ割り当て、国内の食品の摂取量及び放射性セシウム及びストロンチウムの寄与を考慮して、各食品カテゴリー毎に算出されています。

暫定規制値は、具体的には、放射性セシウムについては、飲料水、牛乳・乳製品についてはキログラムあたり200ベクレル、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他についてはキログラムあたり500ベクレルとなっています。

国が行った放射性物質の食品健康影響評価結果（「食品中に含まれる放射性物質の食品健康影響評価」（食品安全委員会、平成23年7月26日）においては、「追加の累積線量として100ミリシーベルト未満の健康影響について言及することは現在得られている知見からは困難であった」とし、食品からの放射性物質の検出状況、日本人の食品摂取の実態等を勘案しながら、適切な管理措置がとられるよう要望しました。

その評価結果を受け、現在、厚生労働省では、放射性物質を含む食品の摂取による被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となるように新たな規制値を検討しています。

厚生労働省で現在検討している食品中の放射性物質の基準値の案として、放射性セシウムについて、飲料水はキログラムあたり10ベクレル、牛乳および乳児用食品はキログラムあたり50ベクレル、これら以外の一般食品はキログラムあたり100ベクレルである。

#### 18) ベクレル

放射能の単位。記号は「Bq」。放射能とは、放射線を放出する能力（あるいは性質）のことをいいます。不安定な原子核は、安定した状態になるために放射線を放出し、安定な別の原子核になります。このことを原子核の壊変といい、原子核が1秒間に1個壊変する量を1ベクレルといいます。

#### 19) 校正

放射線測定機器の線量指示値（出力）と、測定の対象となる放射線源による線量値（入力）との関係を決定付けることを言います。入力となる線量値が既知あるいは精度よく評価されている場（標準場）に、対象となる放射線測定機器を設置して、放射線測定機器の線量指示値がその場の線量値と同じになるように線量指示値の補正を行います。簡易な校正の方法として、対象となる放射線測定機器と、正しい線量指示値を示す放射線測定機器（校正された放射線測定機器）を同じ条件で測定を行い、両者の線量指示値の違いを確認することが考えられます。詳細は「除染関係ガイドライン」をご参照ください。

